

京都市告示第 10 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に
より告示します。

平成19年4月2日

京都市東山区長 伊藤 忠夫

(東山区役所区民部課税課)